



ドロップイン会員利用規約

2024年7月11日現在

第1条 本規約について

ドロップイン会員利用規約(以下「本規約」という)は、会員(第3条で定義します)が、株式会社ヒロキャリアスタッフ(以下「当社」という)が、会員制共有施設「OLUCK」、(以下「本施設」という)において提供するドロップインサービス(以下「本サービス」という)を利用するにあたり、必要な条件を定めることを目的といたします。

会員は、本規約に同意することにより、会員種別に応じて本施設の利用及び各種オプションサービス(会議室・打ち合わせスペース利用等)の提供を受けることができます。

第2条 本規約の変更及び諸規則の制定又は変更

1. 当社は、会員が遵守すべき規則として、本規約の他に各種利用規則(以下「諸規則」という)を定めることができるものとします。
2. 当社は、本規約及び諸規則を、必要に応じて任意に変更することができるものとします。また、変更後の本規約及び諸規則の効力は、会員の入会時期を問わず、すべての会員に及ぶものとします。
3. 当社は、前項の諸規則の制定、又は本規約もしくは諸規則を変更した場合、当社の指定するホームページへの掲載、本施設内での書面の掲示、又は会員が登録している電子メールアドレスへの電子メール送信、その他当社が適当と認めるいずれか複数の方法で会員に通知いたします。通知後8日以内に会員から異議申立てがない場合は、変更内容に対し合意されたものとします。
4. 本規約と諸規則に齟齬が生じた場合、諸規則の内容が優先して適用されることとします。

第3条 会員について

1. 会員は、法人又は年齢満18歳以上で、かつ、当社所定の申込方法に基づき本サービスの申込みをした者のうち、当社が承諾した者をいいます。また、必要書類の提示及び当該承諾をもって当社と会員との間で、本規約に基づく本サービスの利用契約(以下「利用会員契約」という)が締結されたものとします。
2. 会員は、申込時に選択した利用種別に応じて、本施設の利用及び各種オプションサービス(備品・会議室・打ち合わせスペース利用等)の提供を受ける権利を有します。
3. 会員は、本契約締結後においても、当社と協議の上、当社所定の手続に従い、会員種別を変更することができるものとします。

第4条 本施設の利用及び利用料の支払いについて

1. 会員は、本施設を、利用種別に応じて定められた時間帯に限り利用することができます。
2. 会員は、本施設に設置された設備(以下「設置設備」という)を、申込種別に応じて定められた範囲に限り、本規約及び諸規則に従い使用することができます。
3. 会員は、本施設及び設置設備について所有権、賃借権を含む一切の権利を主張することはできず、設置設備の移動等を含む原状を変更する行為をしてはなりません。
4. 会員は、本施設において、会員が所有又は占有する動産等(以下「私物等」という)の管理を自己責任で行わなければならないが、会員の私物等に紛失、盗難、破損又は汚損等の損害が生じても、当社は一切その責任を負いません。
5. 会員は、本施設の利用中に、当社又は当社から本施設の管理の委託を受けた者から身分証明書の提示を求められた場合には、これに応じなければなりません。
6. 会員は、定められた時間および設置された設備に応じて、利用開始前に利用料金を支払うものとします。現金での支払いは行えません。
7. 当社は、会員に対して本施設の利用申込時に、ドロップイン利用証を貸与いたします。本施設利用中は、貸与されたドロップイン利用証を常に携帯する必要があります。
8. 会員は、利用証の複製及び第三者への本会員証の貸与・譲渡等をしてはならず、万が一、利用証の貸与・盗難その他理由の如何を問わず、会員の過失により第三者が当該利用証により本施設を利用した場合には、違約金を当社に支払わなければならないとします。
9. 当社は、ドロップイン利用会員が申込みをした利用終了時間前に利用を終了した場合でも、利用料の返還はいたしません。
10. 利用料及び入会金の支払方法は、当社が指定する支払方法による決済とします。

第5条 入会金

1. 会員は、会員種別に応じて入会時事務手数料(以下「入会金」という)を支払うものとします。
2. 入会金に預託金の性質はなく、理由の如何を問わず、会員に対して返金することはありません。

第6条 休館日

1. 会員は、別途ウェブサイトにて定める利用日および利用時間のみの利用可能とします。
2. 前項にかかわらず、当社は、本施設の管理上必要がある場合、又は停電その他の事由により本サービスの提供が困難であると判断した場合には、本サービスの全部若しくは一部の利用停止、臨時休館日を設定その他の措置を講じることができます。かかる場合、当社は、会員に対し、速やかに利用停止の内容又は臨時休館日等当社が講じる措置の内容を告知するものとします。
3. 前項の告知の方法は、当社の指定するホームページへの掲載、本施設内での書面の掲示、又は会員が登録している電子メールアドレスへの電子メール送信、その他当社が適当と認めるいずれか複数の方法により会員に通知いたします。
4. 第2項により臨時休館日が設定されたとしても、会員は、利用料の減額その他の損害賠償等を請求することはできません。

第7条 本施設利用にあたっての遵守事項

1. 会員は、当社が定める本規約及び諸規則を遵守し、本施設及び本建物共用部分を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。
2. 会員は、本規約及び諸規則を遵守しなければなりません。

第8条 費用負担

1. 次の各号に掲げる費用に関しては、会員が自己の負担と責任において支払わなければなりません。
 - (1)会員が、故意又は過失により、本施設内に設置された什器等(設置設備を含みますが、これに限られません)を破損、毀損した場合の修理・交換等にかかる費用
 - (2)会員が、別途ウェブサイト記載のオプションサービスを利用する場合の費用
 - (3)利用申込時に申請した利用時間超過に対する費用
2. 前項の費用は、クレジットカードによる決済、または当社が指定する電子決済とします。

第9条 修繕費等

1. 当社は、本施設の電気、水道及び防火等に関する設備並びに情報設備等の維持保全に努め、その他管理上必要がある場合には適宜保守・修繕等を実施し、その費用を負担します。
2. 会員の故意又は過失により前項の修繕が必要になった場合には、前項にかかわらず、会員がその修繕費用を負担するものとします。
3. 第1項に基づき当社が保守・修繕を行う場合、当社は予めその旨を当社の指定するホームページへの掲載、本施設内での書面の掲示、又は会員が登録している電子メールアドレスへの電子メール送信、その他当社が適当と認める方法にて会員に通知します。
4. 当社が、第1項の保守・修繕の他、本施設及び設置設備の改修又は増築を実施する場合、当社は必要に応じて会員に対し、本施設の全部又は一部の利用を停止することができます。
5. 前項の場合、会員は当社に協力するものとし、理由の如何を問わず、当社に対して補償等を請求することはできません。

第10条 禁止事項

当社は、当社の承諾なしに会員が、以下の各号の行為又はこれに類似する行為をすることを禁止し、会員が仮に当該禁止行為を行った場合には、本施設の利用中止、会員資格の剥奪その他の処置をとることができます。

- (1)本施設の立入禁止箇所に進入すること
- (2)本施設の入退室に係るセキュリティカード及び鍵を複製、または第三者に提供すること。なお、ドアや窓に、いかなる種類の鍵・セキュリティシステムを増設してはならず、既存の鍵・セキュリティシステムに変更を加えることもできません。
- (3)本施設を利用する他の会員及びその他の第三者に迷惑を及ぼす音、振動又は臭気等を発する行為

- (4)指定場所以外でのTV、インターネット放送、オンライン通話や会議、スマートフォン等の再生機器から音を出す行為
- (5)本施設を利用する他の会員及びその他の第三者に対する宗教、政治、ネットワークビジネス等への勧誘行為
- (6)本施設のあらゆる通信回線や装置において、本施設に設置する各種機器または他の会員の機器の機能を妨害する、または妨害する機器の設置行為
- (7)共有スペースに設置された机、椅子等に私物等を置くことで、長時間占有(場所取り等)すること。なお、長時間放置された私物等に関し、これが他の会員の迷惑になると当社が判断した場合、または忘れ物として判断した場合、当社は当該私物等を他の場所に移動させ、発見日から1週間保管するものとします。所有者不明のまま保管期間を超えた場合は、当社の判断により貴重品に限り所轄警察署に届け、その他は処分させていただきます。
- (8)指定場所以外で食事又は喫煙をすること
- (9)敷地内での飲酒、泥酔された状態で本施設を利用すること。
- (10)本建物及び本施設内において寝位による仮眠をとること
- (11)本建物及び本施設内に動物を持ち込み又は飼育する行為。但し、当社の許可を得た盲導犬、聴導犬又は介助犬等は除きます。
- (12)本建物及び本施設の通路や階段、廊下、外壁等に無断で看板、ポスター等の広告物を貼ること
- (13)本施設内にて無断で物販等の営業活動、宗教活動又は政治活動を行うこと
- (14)本建物及び本施設内で火気等を使用すること又は火気等を持ち込むこと
- (15)本建物及び本施設内に当社の許可なく自転車、自動二輪、車等を持ち込むこと。なお、本建物及び本施設内には会員及び会員の来客が利用できる駐車スペースは設けられていません。
- (16)他の会員に嫌悪感を与える服装(第18条で定義)、本施設の利用者としてふさわしくない服装で本施設を利用すること
- (17)本施設内において、商品の販売、物品の修理その他会員の授受を伴う取引又は不特定多数の者を対象とした取引を行うこと
- (18)本施設内において、法令等に違反する行為を行うこと
- (19)公序良俗に反する行為、その他当社が不適切と判断する行為を行うこと

第11条 変更事項の届出義務

1. 会員は次の各号に該当する事項に変更が生じた場合は、変更の日から起算して初めて利用を開始する前に当社に届け出、かつ当社が求める書類を提出しなければなりません。
 - (1)会員が利用申込時に提出した身分証明書記載事項の内容
 - (2)会員の氏名又は商号、現住所、電話番号、メールアドレス
2. 会員が前項の届出又は提出を怠ったことにより、当社の送付した書類等が延着し又は到達しなかった場合、その他会員に何らかの損害が生じた場合でも、当社は会員に対して一切の責任を負いません。

第12条 利用申込み後のキャンセル

利用申込み及び入金後、利用をキャンセルする場合は、別に定めるキャンセルポリシーに則り対応します。

第13条 遅延損害金

会員が本規約、諸規則又は付随契約に基づく金銭債務の履行を所定の期日までに履行しない場合は、遅延金額に対する当該期日の翌日から履行日まで年14.6%(1年を365日とした日割計算)の割合による遅延損害金を、遅延金額に加算して当社に支払わなければなりません。

第14条 損害賠償

会員が故意又は過失により、本建物、本施設、当社又は他の第三者に損害(破損、故障、焼損、弁護士費用等)を与えた場合には、会員は速やかに当社にその旨を通知し、かつその請求に従い、直ちに損害を賠償しなければなりません。また当社以外の第三者に損害が発生した場合には、会員は誠実に対処し、自ら責任を持って解決しなければならず、当社は一切の責任を負いません。

第 15 条 免責事項

当社は、次の各号の事由により会員が被った損害について、一切の責任を負いません。

- (1)地震、水害、火災、停電、暴徒又は盗難等によって生じた損害
- (2)当社の資に帰すことのできない事由によって生じた IT インフラ等通信設備機器その他諸設備機器の損壊、故障又はシステム上のトラブルによる損害
- (3)他の会員その他の第三者によって被った損害
- (4)第 10 条に基づく本施設及び設置設備等の保守点検・修繕等に伴い生じた損害
- (5)郵便物受取対応オプション契約に基づき当社が代理受領した荷物に関連し当社の故意・過失なく生じた損害
- (6)その他当社の故意・過失なく本サービスの運営上発生した損害

第 16 条 不可抗力による契約の終了

天変地異その他当社及び会員いずれの責めにも帰すことのできない事由により、本施設の全部又は一部が滅失・損壊などにより本サービスの提供が不可能、又は著しく困難となった場合には、月額利用会員契約及び付随契約は当然に終了します。この場合、当社及び会員はこれにより被った損害を、互いに相手方に対し請求できないものとします。

第 17 条 契約の解除

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに利用会員契約を解除いたします。

- (1)利用会員契約の締結の際、虚偽の記載をする等の不正を行ったとき
- (2)第 11 条の変更事項の届出義務に違反したとき
- (3)本規約又は諸規則に定める利用料その他の費用を約定どおり支払わなかったとき
- (4)第 10 条各号の禁止事項に違反したとき
- (5)本規約、諸規則、館内規則に対する違反行為があったとき
- (6)会員に信用を失墜する事実があったとき
- (7)第三者から会員の財産に対する差押え、保全処分申請、競売の申立て、破産、民事再生、会社更生の申立てを受けたとき、又は自ら破産、民事再生、会社更生の申立てを行ったとき
- (8)クレジットカード決済の不承認、税金滞納処分その他これらに類する信用悪化状態が生じたとき
- (9)会員が、後見開始審判、保佐開始審判、補助開始審判、任意後見監督人の選任(任意後見人の代理権の効力発生)がなされたとき
- (10)会員(法人である場合は、役員を含みます。以下本条において同様とします)が刑罰に処せられたとき
- (11)会員が、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業を行う組織等の構成員であることが判明したとき、その他本施設をこれらの組織等の者に反復継続して使用させ、あるいは出入させる等の行為があったとき、その他同法律の各種営業として利用する行為や公序良俗に反する行為があったとき
- (12)ゲストが本約款または利用規約等に違反したとき
- (13)第 19 条に定める表明保証に反する事実が判明したとき、または会員が次の 1)から 4)に定める事由の一に該当する行為をしたとき
 - 1) 本施設に反社会的勢力であることを感知させる名札、看板、代紋等の掲示
 - 2) 本施設を反社会的勢力に反復継続して使用させ、あるいは出入させる等の行為
 - 3) 反社会的勢力の威力を背景に粗野な態度、言動等を取り、運営管理者、本サービスの他の会員等に迷惑や不安感を与える行為
 - 4) 本施設を各都道府県の条例等に定める危険薬物の販売等または特殊詐欺の用途、拠点に供する行為
- (14)第 20 条に該当すると判断したとき
- (15)会員が逮捕、勾留又は起訴されたとき
- (16)当社の名誉、信用を損なう行為があったとき
- (17)当社、他の会員又は本施設利用者に対する業務妨害行為があったとき
- (18)会員が、死亡又は失踪したとき

(19)その他前各号に類似する行為等が行われた、又は行われるおそれがあると当社が判断するとき

2. 前項によりサービス利用契約が解除された場合、会員は、当社が被った一切の損害を賠償する責任を負います。

第18条 会員の資格及び入館ドレスコード（服装規定）

当施設は、入会資格と入館時のドレスコード（服装規定）に規定を設けます。当施設会員は、オフィスワーカーおよび企業の代表としてふさわしい服装、周囲の人に違和感や不快感を与えない品位ある服装を着用してください。

会員は、ご同伴・お打ち合わせ時のビジターについても、会員が責任をもってこのドレスコードを示し、遵守するよう配慮をお願いします。くれぐれもご留意の上、入館時は、紳士・淑女にふさわしい服装・態度を心掛けて下さい。

1. 上着のドレスコード

入館時はジャケット・ブレザーなど襟と袖のあるシャツの着用を推奨いたします。ランニングシャツ、タンクトップ、キャミソールトップ、汚れたTシャツ、迷彩柄など派手なものの入館はお断りいたします。

2. パンツのドレスコード

スラックスなど、オフィスワーカーとしてふさわしい服装でご入館ください。ジーンズパンツ、カーゴパンツ、ジョギングパンツ、ベルトなしのジョガーパンツ、極端に丈の短いスカートやホットパンツ等も不可とします。ウェアは上下ともに迷彩柄のデザインや色が派手でないものを着用してください。

3. 靴のドレスコード

革靴履きを推奨いたします。ビーチサンダル、スリッパ、長靴等、汚れた履物での入館はお断りいたします。

4. ヘアスタイル

オフィスワーカー、学生、文化人にふさわしいヘアスタイルでご入館ください。周りの方々に不快感を与える髪型での入館は禁止いたします。

5. タオル類を首や肩にかけたり、腰にさげたりしないでください。

6. ファン付ウェア、ウインドブレーカー、キルティングや音のする装飾を含む服装はオフィス利用の妨げとなります。脱衣ください。

第19条 反社会的勢力の排除

1. 会員は、当社に対し、次の各号の事項を表明し保証するものとします。

(1)自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社又は関連会社(以下、総称して「対象者」といいます)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員及び過去に民事・行政問題等に関し違法な行為・不当な要求を行った履歴のある者等(以下、総称して「反社会的勢力」といいます。)のいずれにも該当しないこと

(2)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用会員契約を締結するものでないこと

2. 前項のほか、会員は、対象者が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと、及び今後も行う予定がないことを表明し保証します。

(1)本施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供する行為

(2)自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為

(3)当社に対する業務妨害にあたる行為

(4)反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為

(5)反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

(6)反社会的勢力が会員の事業に関与する行為

3. 当社は、会員が前二項に違反していると疑義が生じた場合は、会員の法人情報並びに個人情報をしかるべき機関に開示し調査することができ、

4. 当社は、会員が前二項に違反していると判断したときは、何らの催告その他何らの手続きを要することなく、当社と会員間の全ての契約を解除することができ、会員はこれに対し何ら異議を申し立てないものとします。

5. 当社は、前項に基づく月額利用会員契約その他の契約の解除により会員が損害を被ったとしても、

一切の責任を負いません。

6. 第3項により月額利用会員契約が解除された場合、会員は当社が被った損害を賠償する責任を負います。

第20条 前条に該当しない者（団体）との契約の解除

当社は、会員が一定の行為に及んだ場合及び下記の行為に及ぶと予想されると判断した場合、契約を解除することができます。

1. 暴力的要求行為があった場合
2. 社会通念上、あるいは法的な責任を超えた不当な要求があった場合
3. 会員（来訪者）、当施設スタッフに対する暴言及び脅迫、強要等のほか、著しい迷惑を及ぼす言動があった場合
4. 粗野な振る舞い等、他の会員（来訪者）に不快な思いをさせる行為、当社の業務遂行に支障をきたす行為等があった場合
5. 契約審査時に前号に該当するおそれがあると判断した場合

第21条 守秘義務

1. 当社及び会員は、ドロップイン利用申込及び付随契約締結の経緯、契約条件その他の契約内容、及び他の会員の個人情報（個人情報保護法第2条第1項に定める「個人情報」をいう。以下同様とします）について、第三者に対し、互いに公にすることはしないものとします。

但し、次の各号に該当する場合は除きます。

(1) 法令規則等により、政府機関、証券取引所その他公的機関に対して情報を開示することが要求される場合

(2) 本サービスの管理・運営上必要な限りにおいて情報を開示しなければならない場合

2. 当社は、会員から開示を受けた個人情報を厳重に管理するものとします。

3. 会員は、他の会員から開示されたビジネス上の秘密情報の守秘に努め、仮に会員間でトラブルが発生した場合でも当社は何らの責任を負わず、当該会員間で解決するものとします。

4. 本条の定めは、最後のドロップイン利用終了後1年間有効にするものとします。

第22条 セキュリティカメラの設置

1. 会員は、当社が本施設内にセキュリティカメラを設置することをあらかじめ承諾するものとします。

2. セキュリティカメラで撮影した映像は端末に保存され、一定期間経過後、古い映像から順番に削除されるものとします。

3. セキュリティカメラで撮影した映像は、以下の利用目的により使用することがあります。

(1) 本施設内における本規約に違反する行為や犯罪行為の監視および抑止、捜査機関への情報提供

(2) 本施設の使用状況の確認および災害等有事の状況確認

(3) 本施設内における遺失物等の有無の確認

第23条 個人情報の取り扱い

当社は、会員が本サービスを利用する際に本施設に対して提供する個人情報、並びに本施設内に設置するセキュリティカメラの映像に含まれる個人情報について、以下のウェブページに示した「個人情報の取扱いについて」の規定に則り、取扱うものとします。

<https://www.oluck.jp/privacy-policy>

第22条 分離可能性

本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとし、無効または執行不能と判断された部分についても、その趣旨に最も近い有効または執行可能な条項となるよう合理的に解釈を加えて適用します。

第23条 準拠法及び合意管轄裁判所

本規約、諸規則及び付随契約は日本法に準拠し、月額利用会員契約又は付随契約に関連して会員と当社との間で紛争が生じたときは、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 協議事項

本規約に定めのない事項については、民法、その他の関係法規に従い、当社及び会員は互いに誠意を持って協議するものとします。

2021年2月1日制定

2024年7月11日改定